

病床転換等促進コンサルティング事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携を推進するため、別表の第1欄に定める補助事業者（以下「補助事業者」という。）が実施する急性期機能又は慢性期機能から回復期機能への病床転換等の検討事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算定方法)

第2条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第2欄に定める対象経費の実支出額と同表の第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、知事が指示する日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であ

- って、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 知事は、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
 - (5) 知事は、前条第2項ただし書の規定により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告書の様式、提出期限）

- 第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

- 第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

- 第7条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第8条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属

する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

1 補助事業者	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
知事が別に定める者	急性期機能又は慢性期機能の病床の見直し（山梨県内で不足する回復期機能の病床、在宅医療、介護施設等への転換）、病床の削減等を検討する上で必要となるコンサルタント会社等への業務委託料（知事が別に定める要件を満たすものに限る。）	2,000 千円	10 分の 10

病床転換等促進コンサルティング事業費補助金交付要綱実施細則

(総則)

第1条 この細則は、病床転換促進コンサルティング事業費補助金交付要綱（令和元年10月15日付け医第2671号。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 要綱別表の第1欄の「知事が別に定める者」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13に基づく直近の病床機能報告において、急性期機能又は慢性期機能の病床を有する病院の開設者のうち、平成28年10月28日付け医第2620号の病床転換促進コンサルティング事業費補助金交付要綱（以下、「前要綱」という。）による補助を受けた者を除く。

ただし、地域医療構想に対する具体的対応方針の再検証要請対象医療機関が、前要綱に基づき補助を受け検討した内容と異なる内容を検討する場合は、補助の対象とする。

(対象経費の要件)

第3条 要綱別表の第2欄の「知事が別に定める要件」は、補助事業者が業務委託する事業者が、次に掲げる業務をすべて実施することとする。

- (1) 病院概況の把握（内部環境分析）
- (2) 病院概況の把握（外部環境分析）
- (3) 病床の見直し・削減等による収支等シミュレーション
- (4) 諸課題の抽出
- (5) 計画の策定等に向けた助言や実行支援

(その他)

第4条 補助事業者が業務委託する事業者が、本業務の担当者として従事させる者は、公認会計士及び認定登録医業経営コンサルタント（公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会認定登録）を含み、病院の経営改善計画策定支援業務、一般病棟若しくは療養病棟から回復期リハビリテーション病棟若しくは地域包括ケア病棟への転換計画策定支援業務、又は療養病棟から介護施設等への転換計画策定支援業務の従事実績を有することが望ましい。

附 則

- 1 この細則は、令和元年10月15日から施行する。

- 2 この細則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この細則に基づき交付決定された補助金については、この細則の失効後も、なおその効力を有する。

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

病床転換等促進コンサルティング事業費補助金交付申請書

このことについて、病床転換等促進コンサルティング事業を別紙事業計画書のとおり実施したいので、病床転換等促進コンサルティング事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額調書 (様式第1号の1)
- (2) 事業計画書 (様式第1号の2)
- (3) 歳入歳出予算書
- (4) その他参考となる資料

(様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

病床転換等促進コンサルティング事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった病床転換等促進コンサルティング事業費補助金について次のとおり変更したいので、病床転換等促進コンサルティング事業費補助金交付要綱第4条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

病床転換等促進コンサルティング事業費補助金事業（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった病床転換等促進コンサルティング事業費補助金について次のとおり（中止・廃止）したいので、病床転換等促進コンサルティング事業費補助金交付要綱第4条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 （中止・廃止）理由

2 （中止・廃止）内容

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

病床転換等促進コンサルティング事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった病床転換等促進コンサルティング事業費補助金の対象事業を完了したので、病床転換等促進コンサルティング事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額精算書(様式第4号の1)
- (2) 事業実績報告書(様式第4号の2)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書
- (4) 事業完了を証する書類
 - ①契約書の写し、②委託費内訳書、③業務完了報告書の写し
- (5) その他参考となる資料

3 支払いの方法

口座振込 振込先 金融機関名 _____
本・支店名 _____
預金種別(当座・普通) 口座番号 _____
口座名義 _____
(フリガナ) _____

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

病床転換等促進コンサルティング事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった病床転換等促進コンサルティング事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算払請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振込 振込先 金融機関名 _____
本・支店名 _____
預金種別 (当座・普通) 口座番号 _____
口座名義 _____
(フリガナ) _____

(様式第 6 号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった病床転換等促進コンサルティング事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、病床転換等促進コンサルティング事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書（別紙）
- ・消費税及び地方消費税確定申告書の写し
- ・その他参考となる書類

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 県補助金確定額
- 6 概要
 - (1) 課税売上割合
 - (2) 仕入控除税額

(様式第1号の1)

経費所要額調書

(補助事業者名)

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率	県補助 所要額 (G)	備考
						10/10		

- (注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
2 「選定額 (F)」欄には、(C)、(D)、(E)欄を比較して最も少ない額を記入すること。
3 「県補助所要額 (G)」欄には、(F)欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第1号の2)

事業計画書

施設名		開設者氏名		担当者 職氏名	
所在地	〒	TEL FAX		E-mail	
直近の病床機能報告の概要（令和 年 月 日現在）					
病棟	医療機能	許可病床数	稼働病床数	入院基本料・特定入院料	
1		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		
2		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		
3		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		
4		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		
5		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		

※全病棟について記載し、本事業により見直しを検討する病棟の番号に○を付ける。

1 事業の名称

病床転換等促進コンサルティング事業

2 事業の目的、地域医療への貢献など期待される見直しの効果（できるだけ具体的に）

	見直し を検討 する医 療機能	<input type="checkbox"/> 急性期機能 →回復期機能 <input type="checkbox"/> 慢性期機能 →回復期機能 <input type="checkbox"/> 慢性期機能 →在宅医療等 <input type="checkbox"/> 病床削減 <input type="checkbox"/> その他 []
--	--------------------------	--

3 事業の内容

実施項目		概要	金額 (円)	備考
必須の 実施項目	病院概況の把握 (内部環境分析)			
	病院概況の把握 (外部環境分析)			
	病床の見直し・削減等による収支等シミュレーション			
	諸課題の抽出			
	計画の策定等に向けた助言や実行支援			
その他の 実施項目				

(注) 業務委託を検討しているコンサルタント会社からの「企画提案書 (業務内容、工程表、業務の実施体制、担当者の有する資格や同種・同類業務の受託実績等)」及び「委託費内訳書」を添付すること。

(参考様式)

病床転換等促進コンサルティング事業費補助金
歳入歳出予算書 (抄本)

1 収入の部 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

この抄本は、予算書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助金交付申請者名

印

(様式第4号の1)

経費所要額精算書

(補助事業者名)

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率 10/10	県補助所要額 (G)	県補助交付決定額	県補助受入済額 (H)	差引過不足額 (G)－(H)	備考

- (注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
2 「選定額 (F)」欄には、(C)、(D)、(E)欄を比較して最も少ない額を記入すること。
3 「県補助所要額 (G)」欄には、(F)欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第4号の2)

事業実績報告書

施設名		開設者氏名		担当者 職氏名	
所在地	〒	TEL FAX		E-mail	
直近の病床機能報告の概要（令和 年 月 日現在）					
病棟	医療機能	許可病床数	稼働病床数	入院基本料・特定入院料	
1		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		
2		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		
3		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		
4		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		
5		一般 床、療養 床	一般 床、療養 床		

※全病棟について記載し、本事業により見直しを検討した病棟の番号に○を付ける。

1 事業の名称

病床転換等促進コンサルティング事業

2 事業実施を踏まえた今後の検討の方向性、地域医療への貢献など期待される見直しの効果（できるだけ具体的に）

	見直し を検討 した医 療機能	<input type="checkbox"/> 急性期機能 →回復期機能 <input type="checkbox"/> 慢性期機能 →回復期機能 <input type="checkbox"/> 慢性期機能 →在宅医療等 <input type="checkbox"/> 病床削減 <input type="checkbox"/> その他 []
--	--------------------------	--

3 事業の実施状況（業務完了年月日 令和 年 月 日）

実施項目		概要	金額（円）	備考
必須の実施項目	病院概況の把握（内部環境分析）			
	病院概況の把握（外部環境分析）			
	病床の見直し・削減等による収支等シミュレーション			
	諸課題の抽出			
	計画の策定等に向けた助言や実行支援			
その他の実施項目				

（注） ①契約書の写し、②委託費内訳書、③業務完了報告書の写し を添付すること。

(参考様式)

病床転換等促進コンサルティング事業費補助金
歳入歳出決算（見込）書（抄本）

1 収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

この抄本は、決算（見込）書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助金交付申請者名

印